

議案第三十八号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年三月三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）」に改める。

第十一条第一項中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金」に改め、「医療を受けることができる者を除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「含む。以下同じ。」又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十二条第一項」を「含む。」に、「次項」を「第三項」に、「申請のあつた月が四月又は五月の場合にあつては、前年度。以下「申請年度」という。」を「結核医療給付金の申請のあつた月が四月又は五月のときは、前年度」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「（以下「受給者証」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条の規定による負担において医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「支援法施行令」という。）第一条第三号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第三十五条第一項第三号又は第四号に該当する者であるときに支給する。

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次に掲げる額とする。

一 結核医療給付金の支給額は、第一項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

二 精神医療給付金の支給額は、第二項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第三十五条第一項第三号又は第四号に規定する額を限度とする。

第十一条第五項中「保険医療機関等について」を「保険医療機関等において」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第十一条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

精神医療給付金の支給対象者を改める等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 〇 十一 略</p> <p>十二 結核医療給付金又は精神医療給付金</p> <p>(以下「結核・精神医療給付金」という。)の支給</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十一条 結核医療給付金は、被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)が結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四条第一項(同法第六十七条の規定により、読み替えられる場合を含む。)</p>	<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 〇 十一 略</p> <p>十二 結核・精神医療給付金</p> <p>の支給</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十一条 結核・精神医療給付金は、被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下同じ。)又は精神保健及び精神障</p>

の規定に  
よる負担において医療に関する給付を受け  
る場合であつて、次の各号に掲げる被保険  
者の区分に応じ、当該各号に定める者が、  
第三項に定める申請のあつた月の属する年  
度（結核医療給付金の申請のあつた月が四  
月又は五月のときは、前年度

）分の特別区民税（市町村民税を含  
むものとし、地方税法（昭和二十五年法律  
第二百二十六号）第三百二十八条の規定に  
よつて課する所得割を除く。以下この条に  
おいて同じ。）が課されない者（条例の定  
めるところにより当該特別区民税を免除さ  
れた者を含む。）であるときに支給する。

一及び二 略

2 | 精神医療給付金は、被保険者が障害者自

立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）

第五十八条の規定による負担において医療

害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律  
第二百二十三号）第三十二条第一項の規定に  
よる負担において医療に関する給付を受け  
る場合であつて、次の各号に掲げる被保険  
者の区分に応じ、当該各号に定める者が、  
次項に定める申請のあつた月の属する年  
度（申請のあつた月が四月又は五月の場合  
にあつては、前年度。以下「申請年度」と  
いう。）分の特別区民税（市町村民税を含  
むものとし、地方税法（昭和二十五年法律  
第二百二十六号）第三百二十八条の規定に  
よつて課する所得割を除く。以下本条に  
おいて同じ。）が課されない者（条例の定  
めるところにより当該特別区民税を免除さ  
れた者を含む。）であるときに支給する。

一及び二 略

（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「支援法施行令」という。）第一条第三号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第三十五条第一項第三号又は第四号に該当する者であるときに支給する。

3| 結核・精神医療給付金の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面  
の交付を受けなければなら  
ない。

2| 結核・精神医療給付金の支給を受けようとする被保険者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければなら  
ない。

3| 受給者証の交付を受けた者（その者が二十歳未満である場合は、その者の属する世帯の世帯主）が、申請年度分以後の年度分の特別区民税を課されることとなつたときは、当該受給者証の交付を受けた者は、遅滞なく当該受給者証を区長に返還しなければ

4 | 結核・精神医療給付金の支給額は、次に掲げる額とする。

一 | 結核医療給付金の支給額は、第一項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

二 | 精神医療給付金の支給額は、第二項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第三十五条第一項第三号又は第四号に規定する額を限度とする。

5 | 被保険者が保険医療機関等において、第一項又は第二項の規定による医療に関する給付を受けたときは、区は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支

ばならない。

4 | 結核・精神医療給付金の支給額は、第一項に規定する場合における結核予防法第三十四条第一項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による自己の負担の額に相当する額とする。

5 | 被保険者が保険医療機関等において、第一項の規定による医療に関する給付を受けたときは、区は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき前項に規定する額について、結核・精神医療給付金として、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支

6  
略 払うことができる。

---

6  
略 払うことができる。